

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監30の第37号

監 査 の 対 象：平成30年度定期監査等 土地賃貸料

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和6年5月17日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (2)	賃貸借契約等の適切な事務を求めたもの 【契約管財局、都市計画局、福祉局、港湾局及び教育委員会事務局に対して】 ・事実1：賃貸借契約書が所在不明となっているものがあった。 港湾局：賃貸借契約書(原本)が所在不明となっているもの 1件 ・事実2：大阪市財産条例第9条第1項によると、土地の貸付期間は30年を超えることができないこととなっているが、30年を超えるものがあった。 契約管財局：1年数え誤り及び年度末までの誤り 6件 港湾局：1年数え誤り 2件 ・事実3：印紙税額一覧表(国税庁)によると、土地賃貸借契約書における印紙税額については、契約金額の記載のないものとして200円と決められているが、賃貸借契約書に必要な収入印紙の貼付がないものや200円以外の収入印紙が貼付されているものが見受けられた。 都市計画局：200円以外の収入印紙が貼付されているもの 1件 福祉局：収入印紙を貼付した賃貸借契約書を誤って賃借人に渡しているもの 1件 200円以外の収入印紙が貼付されているもの：2件 港湾局：収入印紙の貼付がないもの 4件	事実1：賃貸借契約書について、再度確認したが所在不明であるため、相手方が保有する賃貸借契約書の原本を確認し処理を行った。 事実2：更新時に貸付期間を誤って31年として契約していた。相手方に確認したところ、相手方も30年であるとの認識であったので、契約書の修正を行った。 事実3：収入印紙の貼付が漏れていたものが4件あり、うち3件については、相手方に説明の上、収入印紙の貼付を行った。 残りの1件について、相手方及び相手方が亡くなった後は法定相続人に定期的に連絡していたが、交渉を拒否された。今回改めて関係書類を確認したところ、監査時点で該当する契約書の作成日から5年以上経過し、国税の徴収権の消滅時効期間満了により契約相手方に印紙税の納税義務が無くなっていたことから、収入印紙の貼付は求めないこととした。 今後は同様の事案が生じないよう、当局で使用している事務処理マニュアルに賃貸借契約更新時の収入印紙の貼付漏れがないか確認することを記載した。	事実1：措置済 事実2：措置済 事実3：措置済	事実1：平成30年11月26日 事実2：平成30年11月9日 事実3：令和6年3月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
	・事実4: 賃貸借契約書等に必要事項の記載漏れ、記載誤り等のあるものがあった。 港湾局: 賃貸借契約書に契約期間の記載がないもの 2件 賃貸借契約書に記載の貸付面積に誤りがあるもの 1件 教育委員会事務局: 覚書において、減免解消に向けた協議開始年度を誤認させる記載があるもの 1件 ・事実5: 賃貸借期間開始日以降に契約更新手続きを行っているものがあった。 契約管財局: 賃貸借期間開始日以降に契約更新手続きを行っているもの 1件 港湾局: 賃貸借期間開始日以降に契約更新手続きを行っているもの 14件 相続手続に時間を要するとして契約の更新手続きが行われていないもの 1件	事実4: 賃貸借契約書に契約期間の記載がないもの2件については、相手方と確認のうえ記載した。 賃貸借契約書に記載の貸付面積に誤りがあるもの1件については、相手方の相続人間で相続協議中であったため、相続人の代表者に連絡したところ、相続手続き完了後に適切に処理する旨の了解を得た。しかし、その後も何度か相続人代表者に連絡したものの、相手方から相続関係書類が本市に提出されなかった。令和3年度は、手続きを進めるべく架電や事務所訪問により接触を試みたがコロナ等を理由に会うことができなかった。令和4年度も接触を試みたが、面談に至らなかった。令和5年度も電話連絡、手紙の郵送等を試みたが面談できなかった。 今後も相手方との接触を図り、協議を進めていく。 また、事務引継書に事務処理内容を記載することで、担当者が変更となった場合でも、組織として課題解消に向けて、適切に管理し、取組が継続される仕組みを構築した。 事実5: 賃貸借契約自体は建物所有を目的とする賃貸借契約のため、建物がある限りは法定更新されたものとしてみなされる。 賃貸借期間開始日までに契約更新手続きが完了されるべきと考え事務処理を行っているが、連帯保証人の資格要件が不足する場合は、新たな連帯保証人の追加差入れ等を協議する必要があることや賃料減額等の要望に対し相手方との調整が必要となり、賃貸借契約期間開始日以降に契約締結となってしまった。今後とも、賃貸借期間開始日までに契約更新手続きが完了するよう努める。 また、相手方の相続手続に時間を要しており賃貸借契約の締結ができていないものがあるが、当該賃借人の相続人代表者と協議を行った結果、借地権の相続について、他の相続人全員から同意を得られた。さらに借地権の相続人2名のうち1名の相続手続書類の受領ができていなかったが、本人との連絡が取れ現在相続手続書類の提出を待っている状況である。提出がされ次第相続手続きを行う予定である。 さらに、事務引継書に事務処理内容を記載することで、担当者が変更となった場合でも、組織として課題解消に向けて、適切に管理し、取組が継続される仕組みを構築した。	事実4: 措置済 事実5: 措置済	事実4: 令和6年3月31日 事実5: 令和6年3月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
	したがって、以下のとおり勧告する。 [改善勧告] 1.港湾局は、不適切な事務処理が多発している根本原因を追究し、その原因に応じた再発防止策を講じること。 2.港湾局は、当該業務の適正化に向け、担当職員のスキルアップや業務経験者を配置する等の人的資源の確保に努めること。 3.各所属は、賃貸借契約を締結する際に、必要事項の記載や記載誤りについて組織的に確認する体制を整備すること。	1について ・不適切な事務処理が多発している根本原因は、担当職員の知識不足にあると考えており、平成31年度予算にて、7名分840,000円の予算確保を行い、知識の習得ができるよう自己啓発の支援策を実施する。 2について ・1の再発防止策にもなるが、担当職員のスキルアップについては、平成31年度予算にて、7名分840,000円の予算確保を行い、知識の習得ができるよう自己啓発の支援策を実施する。 ・計画的に事務を行い担当業務が繁忙な時には、他の担当と協力して対応することで、当該業務の適正化に向け努める。 3について ・体制の整備については、チェック体制の強化のため平成26年3月より決裁時に複数の職員で確認を行い「市有不動産契約事務確認シート」を作成し、体制の整備に努めてきたところである。また、「貸付台帳入力にかかるチェック体制強化について」(平成31年1月15日決裁)により、契約内容を確認し必要事項の記載や記載誤りのチェックを行うため、貸付台帳だけでなく契約書についても組織的に確認する体制を整えた。 ・今回、ご指摘いただいたものは20年前に契約締結をしているものであるが、貸付期間が長期に及ぶ継続的契約であることから、賃貸借契約の記載内容は細心の注意を払って正確に記載すべきであると認識しており、引き続きダブルチェックを行い必要事項の記載や記載誤りが無いよう体制整備に努めていく。	措置済	平成31年3月13日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第9号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 基金の管理と運用に関する事務

所管所属：計画調整局

通知日：令和6年5月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(2)	基金充当事業及び充当額の考え方についての整理を求めたもの 駐車対策推進基金は、駐車対策推進事業である「駐車場情報提供データ作成業務（局）」「地域活動への啓発物品支援業務（区）」に充当しており、これらは基金のみを財源として継続実施している。平成24年度の包括外部監査において計画調整局は「駐車場の情報を収集したデータベースを作成し、ホームページ等により市民や事業者へ情報提供し広報するなど、自動二輪車を含む総合的な違法駐車対策について、当面は引き続き実施していく必要がある、その推移を見極めた上で、寄附者の意図を踏まえながら当該基金の必要性について検討していく。」との見解を示している。今回の監査においてその後の検討状況について確認したところ「市内の違法駐車台数は減少しているものの近年は下げ止まっており、継続して基金を活用した駐車対策が必要である。」また「2025年大阪・関西万博等に向けて事業の拡充について対応が必要と考えている。」とのことであったが、その検討内容が記録されたものを確認することができなかった。 また、令和2年度末時点で約2億7,000万円の残高があるものの、令和元年度の減少額は約130万円、令和2年度は約90万円であるところ、「原則として運用収益相当額を充当する。」との考え方を示し「現時点で必要な駐車対策は実施できている。」との見解であった。なお、現時点で、充当事業の拡充や新規事業への充当等の具体的な予定はないとのことであるが、充当事業のあり方について検討を行った際の内容や経緯等についての記録を残していなかった。 【指摘事項2】 1. 計画調整局は、基金の活用について、事業への充当額を含め適時適切に見直しを図る体制を構築されたい。 3. 計画調整局は、充当事業の中（長）期計画を策定するなど基金のあり方を整理し、検討や検証を行ったものについては明文化した上で組織内での共有を図られたい。	【1】 ・令和4年3月25日付けで「計画調整局大阪市駐車対策推進基金あり方検討プロジェクトチーム設置要綱」を制定し、基金の活用について、事業への充当額を含め適時適切に見直しを図る体制を構築した。 上記プロジェクトチームの第1回会議を令和4年5月16日に実施した。 【3】 ・令和4年度においては、駐車対策の課題について、区役所へヒアリングを行い、現状分析を行った。また、新規事業の開拓に向け、他都市等事例を研究するなど、検討を行った。 これらの結果を踏まえ、基金充当事業の中（長）期計画の中間とりまとめ（案）を作成し、令和5年3月23日に開催した当該プロジェクトチームの第2回会議に諮った。 会議での修正意見を踏まえ、中間とりまとめとして明文化し、合議により共有を図った（令和5年3月30日決裁）。 ・令和5年度においては、新規事業開拓に向けて関係各区局に照会を行うなど、必要な駐車対策についての検討を深め、令和5年9月14日に開催した当該プロジェクトチームの第3回会議に諮った。会議での意見を踏まえ、基金充当事業の中長期計画（案）を作成し、令和6年2月1日に開催した当該プロジェクトチームの第4回会議に諮った。 会議での修正意見を踏まえ、中長期計画として明文化し、合議により共有を図った（令和6年2月27日決裁）。	措置済	令和4年3月25日
			措置済	令和6年2月27日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第11号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 通学路等の安全対策に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年3月29日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	大阪市通学路安全プログラムにおける効果確認の適切な実施について改善を求めたもの 合同点検実施のスケジュール（モデル）では、年度ごとに合同点検会議を実施し、その年度の取り組みを総括するとされている。また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各区合同点検会議で、対策の効果を把握するとともに、推進会議に報告するとされているが、これらが実行されていなかった。 また、効果確認作業の結果を踏まえた対策内容の改善・充実が図られていなかった。 [指摘事項1] 推進会議の事務局である教育委員会事務局は、速やかに推進会議を開催し、対策効果の検証作業の手法や、推進会議への報告様式と報告時期について検討し、決定すること。また、決定事項をプログラムに追記し、関係者（区役所、建設局、小学校など）に周知するとともに、関係者から適時報告される検証作業の状況を確認すること。	①令和5年3月13日に推進会議を開催し、対策効果の検証作業の手法、推進会議への報告様式と報告時期及びこれらの運用開始時期（令和5年6月とすること）などをまとめた方針案を決定した。同案について、令和5年3月27日及び令和5年3月29日に区長会議（部会）に諮り、承認を得た。 ②決定した方針のもと、具体的な取組内容について、令和5年4月12日に推進会議にて検討した。その検討内容をプログラムに反映し、改訂版プログラム案を推進会議で作成した。同案について、令和5年4月19日及び令和5年4月24日に区長会議（部会）に諮り、承認を得た。 ③改訂版プログラムを令和5年5月24日に関係者（区役所、建設局、小学校など）に周知した。 ④関係者から適時報告される検証作業の状況を、令和6年2月26日の推進会議において確認した。	措置済	令和6年2月26日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第15号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 水防事務組合に関する事務

所 管 所 属：契約管財局

通 知 日：令和6年5月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	水防事務組合に対する減免について改善を求めたもの 今回の監査において、各水防事務組合に対する減免状況を確認したところ、本市において、同じ用途にも関わらず、各水防事務組合に対し異なる減免率を適用している状況であった。 【指摘事項】 管財事務の総合調整を行う契約管財局は、本市の各水防事務組合に対する減免の取扱いの統一に向けて、各水防事務組合への負担金を支出している建設局等の関係所属が減免指針を適切に運用できるよう調整を図られたい。なお、協議内容等は記録し、関係所属と共有されたい。	・各水防事務組合は、本市が担うべき水防事務を行う特別地方公共団体であり、相手方及び使用用途からすると、減免指針に照らして使用料・貸付料は免除で統一することが妥当と考えられるため、建設局からの免除に関する見解を示した文書に基づき減免を行うことにより、令和6年度から関係所属の減免率を統一するように建設局と協議・調整を行った。 ・結果、使用料・貸付料の免除が適切である旨の文書を建設局より発出するという対応で同意を得、これに基づき、令和6年度より、いずれの関係所属においても、各水防事務組合への使用料・貸付料を免除することとなった。 ・なお、その際、建設局との協議内容等は記録し、関係所属と共有した。	措置済	令和6年3月29日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第20号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 現金保管事務

所管所属：会計室

通知日：令和6年5月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (2)	(2) 現金収納保管事務マニュアル及び安全保管に関する自主点検表の改善を求めたもの 今回の監査において、現金収納保管事務マニュアル及び現金保管事務にかかる帳票を確認したところ、次のような事実があった。 ■ 現金収納保管事務マニュアルには、業務時間外の金庫等の鍵の管理を宿日直専門員に行わせるときは、金庫等の鍵を施錠可能な小型金庫等に入れ、施錠した上で引き渡すこととされているが、「現金等の安全保管に関する自主点検表」に当該点検項目がない。 ■ 「現金等の安全保管に関する自主点検表」における人事異動に伴う対応の点検項目は、金庫のダイヤル番号を変更すれば、金庫等の鍵の保管場所を変更する必要があるように読み取れ、人事異動の際は金庫等の鍵の保管場所を適宜変更するとしている現金収納保管事務マニュアルとの整合性がとれていない。 「現金等の安全保管に関する自主点検表」は、所属において行う現金等の適正な保管・管理のための仕組みであるが、点検項目に現金収納保管事務マニュアルと整合性がとれていないものや不足しているものが見受けられ、所属が現金収納保管事務マニュアルに沿った運用を行っているかどうかの自主点検を行うには、不十分であった。 また、会計室によれば、現金収納保管事務マニュアルは遵守すべきものとしつつも、遵守できない状況がある場合、所属の対策によっては、適正と判断できることもあるとのことであったが、現金収納保管事務マニュアルには、その場合に所属の実情に沿った運用も可能であることは記載されておらず、金庫等の鍵の管理方法について、どこまでの対策を行えば適正なのかの判断基準が不明確であった。 [指摘事項1 (2)] 会計室は、所属が適切に確認や見直しを行えるよう、「現金等の安全保管に関する自主点検表」を改訂されたい。また、現金収納保管事務マニュアルに、適正な金庫等の鍵の管理方法について、判断基準を明確にするとともに、判断に疑義が生じた場合の相談体制等についても示されたい。 なお、それらの周知に当たっては、所属に改訂趣旨等が伝わるよう工夫されたい。	令和5年7月から令和6年1月にかけて ・改訂案の内容が現場実態と乖離することのないよう、令和5年7月31日から8月30日の間に実施した会計実地調査で現場実態を把握した。 加えて令和5年11月8日付け開催の区会計管理者連絡会（第4回）の場で改訂経過及び内容を説明し、令和5年11月15日から22日の間に開催された各区会計管理者グループ会議の場で意見を聞き取った。 聞き取った意見の検討結果を令和6年1月10日付け開催の区会計管理者連絡会（第5回）の場で共有し、それに対する意見を聞き取り現場実態を把握した。 令和5年8月から令和6年2月にかけて ・現場実態を踏まえ、令和6年4月1日付け施行とする金庫等の適正な鍵の管理方法についての判断基準及び判断に疑義が生じた場合の相談体制等を記載した「現金収納保管事務マニュアル」及び整合性の図られた「現金等の安全保管に関する自主点検表」（以下「マニュアル等」という。）の改訂を行った。 令和6年2月19日 ・令和6年4月1日付けでマニュアル等を改訂施行することを、改訂趣旨を含めて各所属あてに通知した。 令和6年3月 ・マニュアル等の改訂趣旨について、全職員に向け周知を図るため庁内ポータルサイトに掲載するほか、令和6年3月13日付け開催の区会計管理者連絡会（第6回）の場で2月19日付け各所属宛通知について再周知した。 監査結果でご意見いただいた留意すべき事項については、令和6年度以降の取組として、マニュアル等の改訂後、当室が実施する会計調査の際などに、牽制機能を活用しながら各所属におけるマニュアル等の遵守状況を確認し、必要に応じて個別指導を行う。 また、現金保管事務がより一層適切に運用されるよう、当室が例年実施している会計事務担当者研修等を活用し、マニュアル等の改訂趣旨の説明を行うほか、所属からの相談に対応した内容を共有するなど、今後も各所属を支援していく。	措置済	令和6年4月1日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第22号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 教育委員会事務局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所管所属：教育委員会事務局

通知日：令和6年4月25日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)														
1	請負工事・業務委託における設計図書作成について改善を求めたもの 抽出した請負工事・業務委託について確認したところ、一部において、設計図書の特記等に不足や誤りが生じていた。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td>標準仕様書の指定の不備</td><td>施工方法、使用材料、施工管理等に関する条件が明示されていなかった</td></tr><tr><td>2</td><td rowspan="2">産業廃棄物の条件明示の不備</td><td>発生する産業廃棄物の種類、処理方法等が明示されていなかった</td></tr><tr><td>3</td><td>電子マニフェストの使用義務化に関する特記仕様書を添付していなかった</td></tr><tr><td>4</td><td>特記仕様書の記載内容の不備</td><td>特記仕様書において準拠する仕様書の年版の記載を誤っていた</td></tr></table> 【指摘事項 1】 1. 教育委員会事務局は、設計図書の作成基準を明確にし、定期的な研修等により設計担当職員に周知徹底すること。 2. 教育委員会事務局は、設計図書を適正に作成するためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。	番号	検出事項	検出内容	1	標準仕様書の指定の不備	施工方法、使用材料、施工管理等に関する条件が明示されていなかった	2	産業廃棄物の条件明示の不備	発生する産業廃棄物の種類、処理方法等が明示されていなかった	3	電子マニフェストの使用義務化に関する特記仕様書を添付していなかった	4	特記仕様書の記載内容の不備	特記仕様書において準拠する仕様書の年版の記載を誤っていた	【1】 ・都市整備局から設計図書のひな型を受領し、令和6年3月29日に関係職員に周知を行った。 また、請負工事の基準担当係長を定め、毎年、定期的に周知徹底を図っていく。 【2】 ・設計図書を適正に作成しているか複数名で確認するためのチェックリストを作成し、令和6年3月29日付けで関係職員に周知し、運用を開始した。	措置済 措置済	令和6年3月29日 令和6年3月29日
番号	検出事項	検出内容																
1	標準仕様書の指定の不備	施工方法、使用材料、施工管理等に関する条件が明示されていなかった																
2	産業廃棄物の条件明示の不備	発生する産業廃棄物の種類、処理方法等が明示されていなかった																
3		電子マニフェストの使用義務化に関する特記仕様書を添付していなかった																
4	特記仕様書の記載内容の不備	特記仕様書において準拠する仕様書の年版の記載を誤っていた																

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)													
2	見積徴取による積算業務について改善を求めたもの 抽出した請負工事・業務委託について確認したところ、一部において見積徴取・積算ルールが徹底されていなかった。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="2">積算ルールの不備</td><td>本市基準による積算を行わず、見積徴取を実施していた</td></tr><tr><td>2</td><td>施工条件、仕様等の見積条件を明示せず見積徴取を実施していた</td></tr><tr><td>3</td><td rowspan="3">価格決定ルールの不備</td><td>徴取した見積価格の全体において調整率を適用していた</td></tr><tr><td>4</td><td>徴取した見積金額の一部価格において端数調整を実施していた</td></tr><tr><td>5</td><td>徴取した見積金額の平均を適用していた</td></tr></table> 【指摘事項2】 1. 教育委員会事務局は、関係書類手引きの見直しなどを行い、見積・積算ルールを定期的な研修等により積算担当職員に周知徹底すること。 2. 教育委員会事務局は、積算業務を適正に実施するためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。	番号	検出事項	検出内容	1	積算ルールの不備	本市基準による積算を行わず、見積徴取を実施していた	2	施工条件、仕様等の見積条件を明示せず見積徴取を実施していた	3	価格決定ルールの不備	徴取した見積価格の全体において調整率を適用していた	4	徴取した見積金額の一部価格において端数調整を実施していた	5	徴取した見積金額の平均を適用していた	 <
	番号	検出事項	検出内容														
1	積算ルールの不備	本市基準による積算を行わず、見積徴取を実施していた															
2		施工条件、仕様等の見積条件を明示せず見積徴取を実施していた															
3	価格決定ルールの不備	徴取した見積価格の全体において調整率を適用していた															
4		徴取した見積金額の一部価格において端数調整を実施していた															
5		徴取した見積金額の平均を適用していた															

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)							
3	監督業務における書面協議について改善を求めたもの 抽出した請負工事・業務委託について確認したところ、一部において受注者との協議が書面で行われていなかった。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td>監督職員通知の不備</td><td>受注者に監督職員氏名が書面で通知されていなかった</td></tr><tr><td>2</td><td>書面協議の不備</td><td>受注者との協議等が書面で記録されていなかった</td></tr></table>	番号	検出事項	検出内容	1	監督職員通知の不備	受注者に監督職員氏名が書面で通知されていなかった	2	書面協議の不備	受注者との協議等が書面で記録されていなかった	 <
	番号	検出事項	検出内容								
1	監督職員通知の不備	受注者に監督職員氏名が書面で通知されていなかった									
2	書面協議の不備	受注者との協議等が書面で記録されていなかった									

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)																						
5	請負工事・業務委託における履行確認について改善を求めたもの 抽出した請負工事・業務委託について確認したところ、一部において受注者から提出された施工計画書・施工管理報告書等の確認不足が生じていた。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="4">施工計画書の確認不足</td><td>施工計画書が未提出であった</td></tr><tr><td>2</td><td>施工計画書に施工方法の記載内容に不足があった</td></tr><tr><td>3</td><td>施工計画書に産業廃棄物の処理の記載内容に不足があった</td></tr><tr><td>4</td><td>施工計画書に安全管理の記載内容に不足があった</td></tr><tr><td>5</td><td rowspan="3">施工管理報告（出来形、品質管理）の確認不足</td><td>不可視となる出来形を証明する写真に不足があった</td></tr><tr><td>6</td><td>品質管理のための電気測定データが不足していた</td></tr><tr><td>7</td><td>ケミカルアンカーの削孔深が施工写真で確認できなかった</td></tr><tr><td>8</td><td>受注者の提出書類の確認不足</td><td>完成図書が提出されていなかった</td></tr></table> 【指摘事項5】 教育委員会事務局は、提出書類を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。 また、確認する仕組みを定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。	番号	検出事項	検出内容	1	施工計画書の確認不足	施工計画書が未提出であった	2	施工計画書に施工方法の記載内容に不足があった	3	施工計画書に産業廃棄物の処理の記載内容に不足があった	4	施工計画書に安全管理の記載内容に不足があった	5	施工管理報告（出来形、品質管理）の確認不足	不可視となる出来形を証明する写真に不足があった	6	品質管理のための電気測定データが不足していた	7	ケミカルアンカーの削孔深が施工写真で確認できなかった	8	受注者の提出書類の確認不足	完成図書が提出されていなかった	・大阪市請負工事施工体制確認マニュアルの工事施工体制等チェックシートのチェックを確実に実施し受注者の施工体制を複数名で確認するための「工事監督チェックリスト」を作成し、令和6年3月29日付けで関係職員に周知し、同日から運用を開始した。 また、請負工事の基準担当係長を定め、今後も最新の情報を得た上で、定期的に周知徹底を図っていく。	措置済	令和6年3月29日
番号	検出事項	検出内容																								
1	施工計画書の確認不足	施工計画書が未提出であった																								
2		施工計画書に施工方法の記載内容に不足があった																								
3		施工計画書に産業廃棄物の処理の記載内容に不足があった																								
4		施工計画書に安全管理の記載内容に不足があった																								
5	施工管理報告（出来形、品質管理）の確認不足	不可視となる出来形を証明する写真に不足があった																								
6		品質管理のための電気測定データが不足していた																								
7		ケミカルアンカーの削孔深が施工写真で確認できなかった																								
8	受注者の提出書類の確認不足	完成図書が提出されていなかった																								

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)											
6	請負工事・業務委託における施工体制の確認について改善を求めたもの 抽出した請負工事・業務委託について確認したところ、一部において受注者の施工体制の確認不足が生じていた。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="2">施工体制台帳の不備</td><td>施工体制台帳の提出がなかった</td></tr><tr><td>2</td><td>施工体制台帳に作業員名簿が添付されていなかった</td></tr><tr><td>3</td><td>配置技術者の不備</td><td>契約書第19条に定める業務責任者が配置されていなかった</td></tr></table> 【指摘事項6】 教育委員会事務局は、受注者の施工体制を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。 また、当該仕組みや関係法令を定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。	番号	検出事項	検出内容	1	施工体制台帳の不備	施工体制台帳の提出がなかった	2	施工体制台帳に作業員名簿が添付されていなかった	3	配置技術者の不備	契約書第19条に定める業務責任者が配置されていなかった	・大阪市請負工事施工体制確認マニュアルの工事施工体制等チェックシートのチェックを確実に実施し受注者の施工体制を複数名で確認するための「工事監督チェックリスト」を作成し、令和6年3月29日付けで関係職員に周知し、同日から運用を開始した。 また、請負工事の基準担当係長を定め、今後も最新の情報を得た上で、定期的に周知徹底を図っていく。	措置済	令和6年3月29日
番号	検出事項	検出内容													
1	施工体制台帳の不備	施工体制台帳の提出がなかった													
2		施工体制台帳に作業員名簿が添付されていなかった													
3	配置技術者の不備	契約書第19条に定める業務責任者が配置されていなかった													

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)										
7	請負工事・業務委託における安全管理について改善を求めたもの 抽出した請負工事・業務委託について確認したところ、一部において受注者の安全管理体制の確認不足が生じていた。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="3">受注者の安全管理の不備</td><td>保護帽の着用がなかった</td></tr><tr><td>2</td><td>安全教育・安全訓練の記録が提出されていなかった</td></tr><tr><td>3</td><td>道路上での業務実施において、道路使用許可を受けずに業務が実施されていた</td></tr></table> 【指摘事項7】 教育委員会事務局は、受注者の安全管理体制を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。 また、当該仕組みや関係法令を定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。	番号	検出事項	検出内容	1	受注者の安全管理の不備	保護帽の着用がなかった	2	安全教育・安全訓練の記録が提出されていなかった	3	道路上での業務実施において、道路使用許可を受けずに業務が実施されていた	・大阪市請負工事成績評定要領の施工プロセスチェックリストのチェックを確実に実施し、受注者の安全管理体制を複数名で確認するための「工事監督チェックリスト」を作成し、令和6年3月29日付けで関係職員に周知し、同日から運用を開始した。 また、請負工事の基準担当係長を定め、今後も最新の情報を得た上で、定期的に周知徹底を図っていく。	措置済	令和6年3月29日
番号	検出事項	検出内容												
1	受注者の安全管理の不備	保護帽の着用がなかった												
2		安全教育・安全訓練の記録が提出されていなかった												
3		道路上での業務実施において、道路使用許可を受けずに業務が実施されていた												

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)									
8	請負工事における産業廃棄物の適正処理について改善を求めたもの 抽出した請負工事について確認したところ、一部において受注者による産業廃棄物処理の確認不足が生じていた。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td>マニフェストの未交付</td><td>産業廃棄物が適正に処理されたか確認できなかった</td></tr><tr><td>2</td><td>電子マニフェストの未使用</td><td>電子マニフェストが使用されていなかった</td></tr></table> 【指摘事項 8】 教育委員会事務局は、産業廃棄物の処理を適正に行うためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。 また、当該仕組みや関係法令を定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。	番号	検出事項	検出内容	1	マニフェストの未交付	産業廃棄物が適正に処理されたか確認できなかった	2	電子マニフェストの未使用	電子マニフェストが使用されていなかった	・大阪市請負工事施工体制確認マニュアルの工事施工体制等チェックシートのチェックを確実に実施し、受注者の産業廃棄物処理を複数名で確認するための「工事監督チェックリスト」を作成し、令和6年3月29日付けで関係職員に周知し、同日から運用を開始した。 また、請負工事の基準担当係長を定め、今後も最新の情報を得た上で、定期的に周知徹底を図っていく。	措置済	令和6年3月29日
番号	検出事項	検出内容											
1	マニフェストの未交付	産業廃棄物が適正に処理されたか確認できなかった											
2	電子マニフェストの未使用	電子マニフェストが使用されていなかった											

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)								
9	請負工事・業務委託における完成・完了検査について改善を求めたもの 抽出した請負工事・業務委託について確認したところ、一部において履行内容の確認不足が生じていた。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="2">履行内容（品質・出来形）の確認不足</td><td>検査調書作成のため確認を行った検査記録がなかった</td></tr><tr><td>2</td><td>品質・出来形報告に不備があったが検査記録に記載されていなかった</td></tr></table> 【指摘事項 9】 教育委員会事務局は、技術的な検査の品質を確保するためのチェックリストを作成するなど、検査職員が適正に確認する仕組みを構築し実施すること。 また、確認する仕組みを定期的な研修等により検査職員に周知徹底すること。	番号	検出事項	検出内容	1	履行内容（品質・出来形）の確認不足	検査調書作成のため確認を行った検査記録がなかった	2	品質・出来形報告に不備があったが検査記録に記載されていなかった	・監督職員、検査職員が検査の仕組みを理解するための研修を実施した。 ・都市整備局の検査チェックリストを基に「検査職員チェックリスト」を作成し、令和6年3月29日付けで関係職員に周知し、同日から運用を開始した。 また、請負工事の基準担当係長を定め、今後も最新の情報を得た上で、定期的に研修を行っていく。	措置済	令和6年3月29日
番号	検出事項	検出内容										
1	履行内容（品質・出来形）の確認不足	検査調書作成のため確認を行った検査記録がなかった										
2		品質・出来形報告に不備があったが検査記録に記載されていなかった										

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)											
10	請負工事における成績評定について改善を求めたもの 抽出した請負工事について確認したところ、一部において請負工事成績評定要領に基づく適正な成績評定や通知を行っていなかった。 検出された不備は次のとおり。 <table><tr><th>番号</th><th>検出事項</th><th>検出内容</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="2">成績評定の不備</td><td>評価対象項目の選択に不足があった</td></tr><tr><td>2</td><td>資料提出がないのに評価されていた</td></tr><tr><td>3</td><td>評定結果の通知の未実施</td><td>受注者に成績評定結果を通知していなかった</td></tr></table> 【指摘事項10】 1. 教育委員会事務局は、請負工事成績評定要領を定期的な研修等により評定職員に周知徹底すること。 2. 教育委員会事務局は、成績評定や評定結果通知を適正に行うためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。	番号	検出事項	検出内容	1	成績評定の不備	評価対象項目の選択に不足があった	2	資料提出がないのに評価されていた	3	評定結果の通知の未実施	受注者に成績評定結果を通知していなかった	【1】 ・請負工事の成績評定を適正に行うため、都市整備局の「請負工事成績評定要領」に基づく成績評定のための資料を令和6年3月29日に関係職員に周知した。 また、請負工事の基準担当係長を定め、今後も最新の情報を得た上で、定期的に周知徹底を図っていく。 【2】 ・成績評定や評定結果通知を適正に行うための「工事監督チェックリスト」を作成し、令和6年3月29日付けで関係職員に周知し、同日から運用を開始した。 また、工事請負の基準担当係長を定め、今後も最新の情報を得た上で、定期的に周知徹底を図っていく。	措置済	令和6年3月29日
番号	検出事項	検出内容													
1	成績評定の不備	評価対象項目の選択に不足があった													
2		資料提出がないのに評価されていた													
3	評定結果の通知の未実施	受注者に成績評定結果を通知していなかった													

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第23号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 都市整備局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所管所属：都市整備局

通知日：令和6年5月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	工事監理の業務委託契約内容を適正に履行するよう改善を求めたもの 施工計画書どおり施工されていないことについて、工事監理者から監督職員に不備が報告されていなかった。 【指摘事項】 1. 都市整備局は、監督職員に対し、工事監理業務委託共通仕様書の内容を研修により周知徹底を図ること。 2. 都市整備局は、工事現場において施工計画書どおり施工されていない状況が監督職員に的確に報告されるよう、工事監理者に指導を徹底する仕組みを構築すること。	【1】 ・関係職員を対象として令和5年10月に研修を実施し、工事監理業務委託共通仕様書(工事監理業務の役割表含む)に基づき、監督職員と工事監理者の役割分担、業務処理順序その他について、具体的事例を交えながら説明を行った。 【2】 ・関係職員から工事監理者(委託監督職員)への指導を徹底するため、毎年第4四半期に開催する「委託監督員(管理技術者)講習会」の項目に、【1】で説明した内容や監査指摘事項等注意点の周知を盛り込み実施する仕組みを構築し、令和6年3月8日に令和5年度委託監督員(管理技術者)講習会で説明を行った。	措置済	令和6年3月8日
4	請負工事成績評定の適正な運用について改善を求めたもの 評定内容にばらつきがみられた。 【指摘事項】 1. 都市整備局は、的確かつ公正な成績評定を実施するために、成績評定要領に規定されている項目・細別ごとの採点方法について、評定を行う個々の職員にばらつきが生じないように、統一的な評価基準等を策定し、評定を行う職員に評価基準等を周知徹底すること。 2. 都市整備局は、成績評定要領に沿った事務手続が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。	【1】 ・成績評定の項目・細別ごとの採点にあたり判断が分かれる事例について、要領に沿って採点した成績評定が不整合とならないよう、令和6年3月にマニュアルを策定し、評定を行う職員に周知のうえ、令和6年4月1日から運用を開始した。なお、マニュアルの使用方法を継続的に周知していくことで成績評定の適正な運用に努めていく。 【2】 ・成績評定が不整合とならないようチェックできる仕組みとして、判断が分かれる事例について一覧表を作成して共有することで、同様の事例があった場合に確認ができるとともに、評定を行う職員が一覧表を確認して評定を行う仕組みを令和6年3月に構築し、令和6年4月1日から運用を開始した。	措置済	令和6年4月1日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：建設局

通知日：令和6年3月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	産業廃棄物を保管する場合の手続について改善を求めたもの 産業廃棄物保管施設届出書を確認した結果、届出者が変更になった場合の届出が適切に行われていなかった。 【指摘事項】 1. 建設局は、廃棄物処理にかかる廃棄物減量推進条例に規定されている必要な届出等について研修により改めて周知徹底を図ること。 2. 建設局は、環境局への届出が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。	【1】 ・届出者の変更について、届出漏れのあった全工営所で令和5年9月8日までに届出を完了した。 ・令和5年9月6日の工営所長会において、産業廃棄物を事業場外保管する場合の手続きに関する研修を実施した。後日、各工営所で同内容について関係職員に周知した。 【2】 ・工営所業務において、産廃関係の書類を含む毎年度もしくは届出者等が変更になった場合に届出が必要になる書類のチェックリストを作成し、各工営所で共有した。 ・各工営所で、チェックリストにより必要な届出等が適切に行われていることを確認し、そのチェックリストは異動時の引継書類として適切に継承していくことも併せて確認した。	措置済	令和5年9月21日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：中央卸売市場

通知日：令和6年5月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	産業廃棄物の保管場所の掲示板の設置について改善を求めたもの 産業廃棄物保管場所において、掲示板が設置されていなかった。 【指摘事項】 1. 中央卸売市場は、全保管場所の掲示状況等について確認を行い、不備が見られた場合は、保管場所が必要となる掲示板を速やかに設置するなど適正に対応すること。 2. 中央卸売市場は、廃棄物処理法施行規則の内容について研修により改めて周知徹底を図ること。 3. 中央卸売市場は、保管場所における掲示板の設置状況、廃棄物の保管状況の定期的な確認作業を実施する仕組みを構築すること。	【1】 ・全保管場所の確認を実施し、掲示板が設置されていなかった箇所が3箇所確認されたため、3箇所について令和5年7月25日までに掲示板を設置した。 【2】 ・産業廃棄物を取り扱う全職員を対象として廃棄物処理法施行規則の理解度向上を図るための研修を実施した。 【3】 ・保管場所における掲示板の設置状況及び廃棄物の保管状況のチェック項目を、指摘No. 5-2のチェックリストと合わせて作成し、毎月確認作業を実施する仕組みを構築した。 ・上記チェックリストに基づき月に1回の定期的な確認作業を実施する。	措置済	令和5年12月28日
5	産業廃棄物処理業務委託における検査、検査手続の不備について改善を求めたもの 検査資料の確認及び各所属へのヒアリングの結果、次のとおり不備を確認した。 ■ 部分払検査の実施にあたり、契約書第39条2に規定している部分払検査の請求書類を受理していなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において契約書第39条第3項の規定に基づき受注者の立会いを求めているいなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において、必要となる打合せ書の確認が行われていなかった。 【指摘事項】 1. 中央卸売市場は、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性やチェックリストを含め必要な事務手続について定期的に研修を行うこと。 2. 中央卸売市場は、監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備すること。 3. 中央卸売市場は、検査職員が実施すべき検査業務に必要なチェックリストを整備すること。 4. 中央卸売市場は、部分払検査の事務手続が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施すること。	【1】 ・契約に関するマニュアル及びチェックリスト（指摘No. 5-2、5-3）などを活用し、監督職員及び検査職員に対し研修を実施した。また、今後も定期的に研修を実施することとした。 【2】 ・監査の指摘事項を踏まえ、契約図書及び契約規則の確認を行い、監督職員が実施すべき事務手続のチェックリストを作成した。 【3】 ・監査の指摘事項を踏まえ、契約図書及び契約規則の確認を行い、検査職員が実施すべき検査業務のチェックリストを作成した。 【4】 ・契約事務審査会で部分払検査に係る書類の検証を行い、チェックリスト（指摘No. 5-3）を用いることで部分払検査の事務手続が適切に実施されていることを確認した。	措置済	令和6年3月29日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第1号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所 管 所 属：環境局

通 知 日：令和6年3月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	産業廃棄物の保管場所の掲示板の設置について改善を求めたもの 産業廃棄物保管場所において、掲示板が設置されていなかった。 【指摘事項】 1. 環境局は、全保管場所の掲示状況等について確認を行い、不備が見られた場合は、保管場所で必要となる掲示板を速やかに設置するなど適正に対応すること。 2. 環境局は、廃棄物処理法施行規則の内容について研修により改めて周知徹底を図ること。 3. 環境局は、保管場所における掲示板の設置状況、廃棄物の保管状況の定期的な確認作業を実施する仕組みを構築すること。	【1】 ・令和5年11月8日付けで、当局の産業廃棄物を排出する施設所管課及び事業所に対して、保管場所の掲示状況等の確認を指示し、不備が見られた場合は、12月1日を提出期限として、修正や修繕を行ったうえで、各産業廃棄物保管場所の全景及び掲示板の現況写真の提出を依頼し、全保管場所設置所管から保管場所現況報告の提出を受け、不備がなかったことを確認した。 なお、監査で指摘を受けた小林斎場については、令和5年8月1日までに掲示板を設置した。また、令和5年度末にP C B廃棄物を処分予定としている。	措置済	令和5年12月11日
		【2】 ・令和5年11月8日付けで、当局の産業廃棄物を排出する施設所管課及び事業所に対して、11月24日を提出期限として、研修の実施及び実施報告の提出を依頼し、全保管場所設置所管から、11月10日から11月24日の期間で研修を終了した旨の報告を受けた。	措置済	令和5年11月24日
		【3】 ・令和6年1月31日付けで、産業廃棄物保管場所掲示板の設置状況及び産業廃棄物保管状況を確認する事務フローとチェックシートを作成した。 ・3月11日に当局の全保管場所設置所管に対して、次年度以降、毎年度人事異動後に、当該事務フロー及びチェックシートにより、産業廃棄物保管場所の担当者向け研修の実施及び現況確認を行うことを周知した。	措置済	令和6年3月11日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：東住吉区役所

通知日：令和6年3月29日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	産業廃棄物処理業務委託における検査、検査手続の不備について改善を求めたもの 検査資料の確認及び各所属へのヒアリングの結果、次のとおり不備を確認した。 ・ 部分払検査の実施にあたり、契約書第39条2に規定している部分払検査の請求書類を受理していなかった。 ・ 部分払検査及び完了検査において契約書第39条第3項の規定に基づき受注者の立会いを求めていなかった。 ・ 部分払検査及び完了検査において、必要となる出来高数量表、打合せ書の確認が行われていなかった。 【指摘事項】 1. 東住吉区役所は、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性やチェックリストを含め必要な事務手続について定期的に研修を行うこと。 2. 東住吉区役所は、監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備すること。 3. 東住吉区役所は、検査職員が実施すべき検査業務に必要なチェックリストを整備すること。 4. 東住吉区役所は、部分払検査の事務手続が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施すること。	【1】 ・ 総務課において、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性及び【2】【3】のチェックリスト(案)を用いた必要な事務手続について研修を実施した。翌年度以降、定期的に研修を実施する。	【1】 措置済	【1】 令和5年12月25日
		【2】 ・ 総務課において関係部署と調整し、監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備した。	【2】 措置済	【2】 令和6年1月4日
		【3】 ・ 総務課において関係部署と調整し、検査職員が実施すべき検査業務に必要なチェックリストを整備した。	【3】 措置済	【3】 令和6年1月4日
		【4】 ・ 関係部署と調整し、部分払検査の事務手続を整理し、【3】のチェックリストを確認するとともに部分払検査が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施した。	【4】 措置済	【4】 令和6年3月14日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第1号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所 管 所 属：平野区役所

通 知 日：令和6年4月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	産業廃棄物処理業務委託における検査、検査手続の不備について改善を求めたもの 検査資料の確認及び各所属へのヒアリングの結果、次のとおり不備を確認した。 ■ 部分払検査の実施にあたり、契約書第39条2に規定している部分払検査の請求書類を受理していなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において契約書第39条第3項の規定に基づき受注者の立会いを求めているいなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において、必要となる出来高数量表、打合せ書の確認が行われていなかった。 【指摘事項】 1. 平野区役所は、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性やチェックリストを含め必要な事務手続について定期的に研修を行うこと。 2. 平野区役所は、監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備すること。 3. 平野区役所は、検査職員が実施すべき検査業務に必要なチェックリストを整備すること。 4. 平野区役所は、部分払検査の事務手続が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施すること。	【1】総務課から各課長に対し令和6年1月26日付けで、「業務委託における適切な監督・検査の実施について」（契約図書、契約規則の重要性や検査・監督の注意点、チェックリストを含め必要な事務手続について）を通知するとともに、1月26日から1月31日の期間で監督職員及び検査職員に対しeラーニングを用いた研修を実施した。以降毎年度当初に研修を実施していく。	【1】 措置済	【1】 令和6年1月31日
		【2】指摘を受け、総務課において監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備した。 【3】指摘を受け、総務課において検査職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備した。	【2】 【3】 措置済	【2】【3】 令和5年11月16日
		【4】部分払検査の事務手続について、令和5年12月中に整理し、令和6年1月に研修を行った。令和6年3月6日から3月13日の期間には適切な監督・検査が実施される体制が構築されているかを確認するためのeラーニング研修を行い、再度、契約図書、契約規則の重要性やチェックリストの運用状況を含め必要な事務手続について確認を行った。令和6年3月26日の契約事務審査会において【3】のチェックリストの運用状況を確認するとともに部分払検査が適切に実施されているかについて検証を実施した。	【4】 措置済	【4】 令和6年3月26日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第2号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 大阪市商業振興企画株式会社

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和6年5月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(1)	1 本法人の会計処理について改善を求めたもの (1) 小口現金の照合事務について 本法人では、小口現金のうち両替用現金20,000円については日々在高と帳簿残高との照合作業を行っているが、両替用現金以外の小口現金については、月中及び月末の2回だけ照合作業を行っており、金銭出納管理者による毎日の照合作業は行われていなかった。 [指摘事項1(1)] 1. 本法人は、関係職員が経理規程を正しく認識するように改めて周知徹底されたい。 2. 本法人は、小口現金について、毎日の在高と帳簿残高との照合を行い、その証跡を残されたい。	経理規程を正しく認識し、適正な現金在高の管理が行えるよう関係職員に周知徹底した。 また小口現金は現金残高と金銭出納簿（取引明細書）とを毎日照合するとともに、日々の照合の実施状況及び月末時点の現金残高、金銭出納簿と残高報告書との照合について、毎月末（上司不在の場合は翌出勤日）に上司の確認を行うこととした。	措置済	令和5年12月15日
2	2 役員退職慰労金支給規程について改善を求めたもの 本法人では、役員退職慰労金支給規程において、第3条（退職慰労金の額）として、役員在任年数及び最終役位倍率をその算定の際の構成要素とする旨が規定されているが、最終役位倍率について専務取締役の倍率のみが記載されており、代表取締役を含め専務取締役以外の取締役の倍率が明示されていない。また、第4条（在職期間の計算）においてその年数は月数によるものと規定されているが、1年未満の場合の取扱いが明示されていない。 [指摘事項2] 本法人は、現行の役員退職慰労金支給規程について、制定時と状況が変動した場合等には規程を改正するなどして、網羅的な規定となるよう措置を講じられたい。	役員退職慰労金を適正に支給するため、網羅的に対応が可能となるよう役員退職慰労金支給規程を令和6年3月1日に改正する措置を講じた。	措置済	令和6年3月1日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第3号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 公益財団法人地球環境センター

所管所属：環境局

通知を受けた日：令和6年5月7日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	3 外貨の例月検査について改善を求めたもの 今回の監査において、例月検査の状況を確認したところ、現金の残高照合のうち一部の外貨が検査対象外となっており、令和4年度の財務諸表において計上されていなかった。 [指摘事項3] 本法人は、少額の外貨であっても、例月検査を実施し、財務諸表に会計計上するとともに、現金が漏れなく検査され、帳簿と一致していることを確かめられたい。	○ご指摘を踏まえ、検査対象外であった17,000ベトナムドンについては、9月29日付けレートにて雑収益資産として計上し、10月5日に決裁を完了した。また、毎月実施している例月検査についても、実査結果にて現金と帳簿が一致していることを確認している。	措置済	令和5年10月5日
4	4 固定資産の現物照合について改善を求めたもの 今回の監査において、固定資産の管理状況について確認したところ、固定資産台帳と現物を照合した結果について、経理責任者が承認した証跡が残っていなかった。 [指摘事項4] 本法人は、固定資産の現物照合について、実施後の結果を経理責任者が確認し、その決裁証跡を残す仕組みを整備されたい。	・決裁証跡については、実査結果をワークフロー（決裁システム）で経理責任者が確認し承認する仕組みを整備した。 ・令和5年度については、12月13日に経理事務担当者による1度目の固定資産台帳と現物照合を実施、その実査結果をワークフロー（決裁システム）で経理責任者が確認して承認した（決裁完了12月18日）。	措置済	令和5年12月18日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：生野区役所

通知を受けた日：令和6年5月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	2 保証金の取扱いについては是正及び改善を求めたもの ■ 生野区役所において、継続許可案件について使用料の増額変更等により保証金額が変更となったものの、既に受領していた従前保証金を繰越処理するのみで、差額分を追加徴収していなかった。また、許可書には変更後の保証金額を記載していたため、許可書上の金額と実際に本市が管理する金額とが異なっていた。 ■ 生野区役所においては下記事例ア、イの事務処理を、それぞれ契約管財局に相談・確認せずに行っていた。 <事例> ア 生野区役所において、許可決裁時には使用料が全額前納されることが確定していないという理由から、許可書上は保証金を徴収するとしながら、使用開始までに全額納付を確認したことにより、変更許可書を作成することなく、運用として保証金を免除していた。 また、同様の理由から、標準様式である許可書に独自にただし書きを追記することにより、保証金の取扱い（徴収又は免除）を確定させないままに許可を行っていた。 イ 生野区役所において、複数年度の使用料に相当する額を当年度に徴収することが会計処理上難しいという認識により、複数年度の許可事案について、許可期間全体の使用料を前納させず、各年度の使用料のみを前納させることをもって保証金を免除していた。 【指摘事項3】 1. 生野区役所は、ルールの実運用について不明な点がある場合には、管財事務にかかる相談対応実施要領を活用するなど、契約管財局あて適切に相談・確認を行うよう所属内に周知するとともに、同様の事務処理誤りが生じないよう相談結果等についても組織共有されたい。 2. 生野区役所は、使用料の増額変更等に伴い保証金額が変更となっているものの、差額分を追加徴収していない事案について、適正な保証金額を徴収されたい。	【1】 ・「管財事務にかかる相談対応実施要領」の活用のほか、業務遂行上不明点がある場合は契約管財局に適切に相談や確認を行うことなどについて、令和6年3月6日に所属内で周知を行った。 【2】 ・差額分を追加徴収していない事案（2件）について、令和6年3月14日に収入を完了した。	措置済	令和6年3月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	3 現地管理について改善を求めたもの ■ 生野区役所においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。 [指摘事項 4] 1. 生野区役所は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。 (参考) 2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。	【1】 ・許可事案について、区役所敷地内に存するものなど十分に日常管理できるものとそうでないものに分類の上、必要に応じて記録を残すなどの運用とした。	措置済	令和6年3月6日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和6年5月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 目的外使用許可の手続については是正及び改善を求めたもの (1) 意思決定過程について ■ 建設局において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。 (2) 遵守すべき手続上のルールについて ■ 建設局において、消費税等の課税・非課税区分に応じて、使用料に消費税等を適正に転嫁していなかった。 ■ 建設局において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 ・最新版の許可書様式を使用していなかったため、不服申立てに係る教示が改正前の行政不服審査法の内容となっていたもの（建設局） ・申請された使用期間の始期を過ぎているが、申請に対する諾否の応答を行わず、その後申請が取り下げられるまでの間の相手方との協議記録を組織共有していないもの（建設局） ・申請された使用期間の始期を過ぎた日付で許可書を発行しているもの（建設局） ・貸付・借受システムへの入力内容に誤りがあるもの（建設局） ・使用料減免事案につき、ホームページ公表が1事案漏れていたもの（建設局） 【指摘事項1】 1. 建設局は、契約管財局が定めたルールに基づき適正に事務を実施できるよう、起案文のひな形、許可書等の標準様式に基づき事務処理を行われたい。 また、下記4のような契約管財局の支援の下、適正な事務処理が行われているかを所属内でチェックできる有効な仕組みを構築されたい。 3. 建設局は、所属内の許可事案の使用料について、消費税等の課税・非課税区分が正しく適用されているか確認を行い、誤りのあった事案については過年度分も含めて適切な対応をとられたい。 (参考) 4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。	【1】 ・許可事務を行う各課において、契約管財局が定める基本的なルール等の随時確認の原則が徹底されていなかったことから、財産管理主任である管財課より担当課に対して、上記原則の徹底及び当該ルールの参照先等の周知を行った。あわせて、許可事務に関する主要な改正等があった場合などに、財産管理主任が属する管財課の職員が局内会議（各事業所において許可事務に従事する職員が許可事務・その他の議題について議論する場であり、不定期に開催される）に適宜参加し、通知やルール等の運用について説明を行うこととした。また、同会議で業務を行う上での質問や疑問点を受付けることで、許可事務についての理解を担当者全体で深めることとした。 【3】 ・建設局における許可事案の使用料について、消費税等の課税・非課税区分を確認したところ、過年度分で誤りがあった。 ・本来消費税等について非課税とすべきところ、誤って課税として使用料を徴収していた。 ・令和元年度から令和3年度までの過誤納分について、還付する旨相手方に通知し、請求書の提出があったので令和6年4月30日付相手方指定口座に返還済み。 ・令和3年度に、R3.9.3付契約管財局長からの「屋外に設ける基地局の設置に係る使用料の取扱い等について（通知）」があったことを契機に、課税区分の取扱いの確認や書類作成時・システム入力時にダブルチェックを行うよう事務処理を改善し、令和4年度以降許可分から現在まで継続してダブルチェックを行うことにより誤りなく適正に消費税等を転嫁している。	措置済	令和6年4月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	2 保証金の取扱いについては是正及び改善を求めたもの ■ 建設局において、保証金として収入したものを、納期限の到来していない将来の使用料に充当し、それに伴い不足した保証金を追加徴収していなかった。 ■ 建設局においては、令和元年度定期監査等（報告監2の第14号）にて下記事例イと同様の事務処理に対して指摘を受けていたにもかかわらず、契約管財局に相談・確認を行わないまま、当該事務処理を継続していた。 ＜事例＞ イ 建設局において、複数年度の使用料に相当する額を当年度に徴収することが会計処理上難しいという認識により、複数年度の許可事案について、許可期間全体の使用料を前納させず、各年度の使用料のみを前納させることをもって保証金を免除していた。 【指摘事項3】 1. 建設局は、ルールの運用について不明な点がある場合には、管財事務にかかる相談対応実施要領を活用するなど、契約管財局あて適切に相談・確認を行うよう所属内に周知するとともに、同様の事務処理誤りが生じないよう相談結果等についても組織共有されたい。	【1】 ・各担当課において管財事務の取り扱いについて疑問が生じた場合は、「管財事務にかかる相談対応実施要領」に基づき、財産主任である管財課を通じて契約管財局に相談・確認するルールを改めて局内周知を行った。また、得られた結果については財産主任よりメール等の手法により局内関係課に共有することとした。	措置済	令和6年1月24日
4	3 現地管理について改善を求めたもの ■ 建設局においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。 【指摘事項4】 1. 建設局は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。 （参考） 2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。	【1】 ・行政財産目的外使用許可の現地確認については、制度所管である契約管財局と調整のうえ、当局においてはまず駐車場や工事足場等の用地利用を対象として、必要に応じて現場確認を行うなど適切な現地管理を行うとともに、履行確認の記録を残す取り扱いを定めた。なお対象物件については、今後、契約管財局から通知等が出された場合、随時見直しを行っていくものとする。	措置済	令和6年1月24日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：住吉区役所

通知を受けた日：令和6年4月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 目的外使用許可の手続について是正及び改善を求めたもの (1) 意思決定過程について ■ 住吉区役所において、決裁に許可理由が記載されておらず、いずれの審査基準に該当するのかなど、使用許可の判断基準が不明確であるものが確認された。 ■ 住吉区役所において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。 (2) 遵守すべき手続上のルールについて ■ 住吉区役所において、消費税等の課税・非課税区分に応じて、使用料に消費税等を適正に転嫁していなかった。 ■ 住吉区役所において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 ・最新版の許可書様式を使用していなかったため、不服申立てに係る告示が改正前の行政不服審査法の内容となっていたもの（住吉区役所） ・使用料金額は正しく算定されているものの、許可書上の消費税等の記載（税込み・税抜き表示）に誤りがあるもの（住吉区役所） ・貸付・借受システムへの入力内容に誤りがあるもの（住吉区役所） 【指摘事項1】 1. 住吉区役所は、契約管財局が定めたルールに基づき適正に事務を実施できるよう、起案文のひな形、許可書等の標準様式に基づき事務処理を行われたい。 また、下記4のような契約管財局の支援の下、適正な事務処理が行われているかを所属内でチェックできる有効な仕組みを構築されたい。 3. 住吉区役所は、所属内の許可事案の使用料について、消費税等の課税・非課税区分が正しく適用されているか確認を行い、誤りのあった事案については過年度分も含めて適切な対応をとられたい。（参考） 4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。	【1】 ・契約管財局が所属サイトに掲載している起案文のひな形、許可書等の標準様式について、起案の都度ダウンロードを行い、常に最新の様式を使用するよう令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知を行った。 【3】 ・過年度分も含め調査した結果、消費税等の課税・非課税区分に誤りがあった事案について、追徴及び還付実施済。 【追徴：6件667円（令和5年12月納付済）、還付2件8,772円（令和6年2月還付済）】 ・再発防止策として、契約管財局の起案文のひな型に消費税等の課税・非課税チェック区分を追加し、令和6年1月から運用を開始した。	措置済	令和6年2月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	2 保証金の取扱いについては是正及び改善を求めたもの ■ 住吉区役所においては下記事例アの事務処理を契約管財局に相談・確認せずに行っていた。 ＜事例＞ ア 住吉区役所において、許可決裁時には使用料が全額前納されることが確定していないという理由から、許可書上は保証金を徴収するとしていながら、使用開始までに全額納付を確認したことにより、変更許可書を作成することなく、運用として保証金を免除していた。 また、同様の理由から、標準様式である許可書に独自にただし書きを追記することにより、保証金の取扱い（徴収又は免除）を確定させないままに許可を行っていた。 【指摘事項3】 1. 住吉区役所は、ルールの運用について不明な点がある場合には、管財事務にかかる相談対応実施要領を活用するなど、契約管財局あて適切に相談・確認を行うよう所属内に周知するとともに、同様の事務処理誤りが生じないよう相談結果等についても組織共有されたい。	【1】 ・ルールの運用について不明な点がある場合には、「管財事務にかかる相談対応実施要領」を活用する等、確認方法についてフロー図を作成し、令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知を行った。また、契約管財局への相談結果についても、所属内で共有を行うようフロー図に記載し、令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知を行った。	措置済	令和6年1月22日
4	3 現地管理について改善を求めたもの ■ 住吉区役所においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。 【指摘事項4】 1. 住吉区役所は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。 (参考) 2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。	【1】 ・住吉区役所庁舎内における使用許可であるため、日頃から目視により確認を行っていたが、記録としては残していなかったため、履行確認チェックリストを作成し、定期的に記録を残す等、適切に現地管理を実施するよう運用を開始した。(令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知済)	措置済	令和6年1月22日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第7号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 区役所附設会館等予約システム及び公害健康被害補償システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務

所 管 所 属：健康局

通知を受けた日：令和6年4月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (1)	(1) ウイルス対策ソフトの更新については是正を求めたもの ウイルス対策ソフトの更新状況について確認したところ、次のとおりであった。 ・ウイルスチェック用のソフトウェア及びパターンファイルの更新について、令和4年1月の機器更新以降実施されていなかった。 【指摘事項】 健康局は、ウイルスチェック用のソフトウェア及びパターンファイルについて定期的な更新を行うことができる仕組みを早急に構築されたい。	・保守委託業者のサポートを得て、ウイルスチェック用のソフトウェア及びパターンファイルを入手し、手動による更新作業について、令和5年11月17日、及び令和6年2月7日に実施した。 ・定期的な更新を行うことができる仕組みを構築するため、令和6年3月に更新作業にかかる手順書及び管理表を作成した。また、作成した手順書に基づき実際に更新作業を実施した。今後も、四半期（5月・8月・11月・2月）ごとに更新作業を実施するよう、管理表を活用し、業務管理者による進捗管理のもと運用していく。 ・また、再発防止策として、事務を所管する（保健所管理課審査・給付グループ）職員全員に、令和6年1月15日～26日に、今回の監査結果を踏まえた内容により情報セキュリティ研修を実施した。令和6年度以降も、毎年度当初、担当者向けに情報セキュリティ研修を実施することで、情報セキュリティに対する意識の向上を図った上で、システムのセキュリティ対策に取り組んでいく。	措置済	令和6年3月7日
2 (2)	(2) 記録媒体の管理について改善を求めたもの 記録媒体の管理状況について確認したところ、次のとおりであった。 ・保有する記録媒体（USB）5本のうち4本については、担当課において受渡簿を作成することで、受け渡し相手方、日時等については一定の管理を行っていたものの、情報セキュリティ責任者への報告・管理簿への登録がされないまま、日常的に利用されている状況であった。 ・保有する記録媒体（USB）5本について、ウイルスチェックが実施されていなかった。 【指摘事項】 健康局は、本市対策基準や記録媒体に関する情報セキュリティ対策の趣旨を踏まえた上で、当該システムにおいて保有する記録媒体を速やかに管理簿へ登録し、ウイルスチェックを徹底するなど適切な情報セキュリティ対策が確保できる仕組みを構築されたい。	・保有する記録媒体（USB）のうち未登録の4本については、令和5年12月5日に管理簿への登録を実施した。 ・記録媒体（USB）のウイルスチェックについて、庁内情報利用パソコンにインストールされているウイルス対策ソフトを使用し、令和5年11月14日よりウイルスチェックを実施し、使用簿に記録する仕組みを構築し、運用している。 ・当該記録について、令和5年11月分～令和6年1月分については、情報セキュリティ責任者が定期的な確認（毎月1回）を行い、確認した旨を使用簿に記載することで記録として残した。さらに、令和6年2月から、使用簿の様式を改訂し、情報セキュリティ責任者が使用毎に確認・承認を行う仕組みに変更し、運用している。 ・また、再発防止策として、事務を所管する（保健所管理課審査・給付グループ）職員全員に、令和6年1月15日～26日に、今回の監査結果を踏まえた内容により情報セキュリティ研修を実施した。令和6年度以降も、毎年度当初、担当者向けに情報セキュリティ研修を実施することで、情報セキュリティに対する意識の向上を図った上で、システムのセキュリティ対策に取り組んでいく。	措置済	令和6年2月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (3)	(3) 運用保守業務委託における事業者の管理・監督について改善を求めたもの 事業者から提出された業務計画書等を確認したところ、次のとおりであった。 ・健康局は、毎月開催される定例会で事業者から業務報告を受けることで、障害管理等が一定実施されていることを事後的には確認していたものの、業務実施前に提出される業務計画書には、障害管理や障害保守などの実施方法、内容、実施サイクル、対応策、報告等の詳細についての記載がなく、事業者が実施すべき保守業務の内容・手法等が明確になっていなかった。 【指摘事項】 健康局は、事業者に対し、仕様書に基づく業務計画書の作成・提出を求め、障害管理の方法や内容などの業務要件の詳細を承認し、業務計画書に基づき事業者を適切に管理・監督されたい。	・令和6年4月9日に事業者から仕様書に基づく障害管理等の方法や内容などの業務要件の詳細を示した「業務計画書」の提出を受けた。この内容について、仕様書で示す項目が詳細に記載されており、適切であることを確認した。 ・今後、毎月実施する定例会等において、「業務計画書」に記載された保守等の実施状況を報告させることとし、委託業者に対する適切な管理・監督を実施していく。 ・令和7年度以降も、委託業者との間で、保守内容や実施サイクル等について十分に協議を行った上で、仕様書に基づいた「業務計画書」を提出させることとする。	措置済	令和6年4月9日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第7号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 区役所附設会館等予約システム及び公害健康被害補償システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務

所管所属：市民局

通知を受けた日：令和6年5月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(2)	(2) 区役所附設会館における連絡体制について改善を求めたもの 情報セキュリティ対策の連絡体制を確認したところ、次のとおりであった。 ・区役所附設会館（指定管理者施設）では、区役所及び指定管理者施設の職員が当該システムを利用しており、システムに関係する連絡・通知等については、市民局（施設担当）から区役所へ、区役所から指定管理者へ、という体制がとられているが、実施手順（区役所附設会館版）の障害・侵害時の連絡体制図には区役所の関与について記載がなかった。 【指摘事項】 市民局は、運用実態を考慮した上で適切な連絡体制を定め、実施手順に反映されたい。	・情報セキュリティ対策の連絡体制について、本市対策基準及び運用実態を踏まえて連絡体制の検討を行い、デジタル統括室と協議のうえ、次のとおり実施手順に定めることとした。 ・システムを利用する職員の属する全ての課等及び指定管理者施設に利用所管管理者を置き、各所属におけるシステムの利用管理等を行うこととした。また、システム障害・侵害時の連絡体制については、迅速かつ確実に実行するため、市民局から区役所及び指定管理者に対して同時に連絡を行う体制に改め、実施手順に反映した。 ・改正後の実施手順を令和6年3月28日に関係所属に通知し、4月1日から施行した。 ・今後は実施手順の規定と運用に乖離がないか、自己点検の仕組みを活用し、定期的に確認するように取り組む。	措置済	令和6年3月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (3)	(3) 区役所附設会館及びクレオ大阪におけるアクセスログの分析について改善を求めたもの 各種ログの取得・分析状況について確認したところ、次のとおりであった。 ・市民局（施設担当及び男女共同参画課）は、各種ログについて、システム運用事業者において一括で保管・分析させ、一定回数のログイン失敗など不正ログインの疑いがある場合は報告させることとしているが、市民局として各種ログの取得・分析を行っておらず、実施手順と異なった運用となっていた。 【指摘事項】 市民局は、本市対策基準の趣旨を踏まえ、デジタル統括室と協議した上で、現実的に実行できる適切な各種ログの取得・分析の実施方法について検討し、速やかに実施手順を改正・運用されたい。	・本市対策基準の趣旨を踏まえ、デジタル統括室と運用可能な範囲で、かつ不正アクセス防止に有効な対策について協議・調整を行い、その内容を実施手順に反映することとした。 ・「ログの取得・分析」に関して、「ログの取得」については、毎月、システム運用保守業者から関係資料を本市に提出させるよう改め、「ログの分析」については『侵害及びその兆候があった場合に行う』ものと改めた。 ・改正後の実施手順は令和6年4月1日に施行した。 ・改正後の実施手順に則したシステム運用保守業者からの関係資料の提出については、令和6年2月分(令和6年3月提出)から実施しており、本市職員による確認作業を行っている。 ・今後も実施手順の規定内容と運用に乖離がないか、自己点検の仕組みを活用し、定期的に確認するよう取り組む。	措置済	令和6年3月6日
1 (4)	(4) 事業者が講じるセキュリティ対策の実施状況の確認について改善を求めたもの 事業者によるセキュリティ対策の実施状況について確認したところ、次のとおりであった。 ・市民局（施設担当及び男女共同参画課）は、事業者から提出される保守点検報告書等により、サーバの稼働状況やバックアップの取得状況等のSLA実施状況について、毎月確認していたが、同じくSLAで定められているウイルス対策やセキュリティパッチの更新については報告書に記載がなく、それらが実際に講じられているか把握できていなかった。 【指摘事項】 市民局は、事業者にウイルス対策等の実施状況について報告を求めることなどにより、セキュリティ対策が実施されていることを確認できる仕組みを構築されたい。	・システム運用保守業者から提出される事業報告について、令和6年2月分(令和6年3月提出)より、ウイルス対策やセキュリティパッチの更新状況も含め、SLAで規定しているサービス内容全てに関して記載するよう改めしており、本市職員において、セキュリティ対策の実施状況を確認している。	措置済	令和6年3月6日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第8号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 介護保険に関する事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和6年4月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	負担限度額認定の事務処理について改善を求めたもの 負担限度額認定に当たっては、年金保険者からデータ連携される「非課税年金情報一覧」を介護保険システムに自動反映させることで、誤入力や処理漏れ等のリスクを回避するとともに、事務の効率化を図ることが可能であると考えられるが、システムへの自動反映を行っていなかった。 【指摘事項1】 福祉局は、今後、区役所での事務処理誤りのリスクを低減させるとともに、事務作業の効率化を図るため、年金保険者からデータ連携される「非課税年金情報一覧」を介護保険システムに自動反映できるようシステム改修に向けた課題等を整理・検討し、その検討結果の証跡を残されたい。 なお、上記のシステム改修等の実施により、本人からの申告に基づく非課税年金の確認漏れのリスクが生じる恐れがある場合は、確認漏れが生じないよう業務フローの見直し等についても検討されたい。	【1】 年金保険者からデータ連携される「非課税年金情報一覧」を介護保険システムに自動反映するためのシステム改修については、令和6年2月20日の区担当係長会で意見を聞いた上で、システム改修の実施時期等について検討し、令和6年3月19日の区係長会にて検討結果を報告したところである。 なお、システム改修に当たっては、システムに自動反映できない収入等申告における非課税年金額について、確認漏れが生じないよう、業務フローの見直しについても実施することとした。 参考（今後の予定） 令和6年度 システム改修の予算要求 令和7年度 システム改修 令和8年度 事務運用開始	措置済	令和6年3月19日
2	高額介護サービス費受領委任払いの事務処理について改善を求めたもの 高額介護サービス費受領委任払いの更新申請については、申請事務の必要性を勘案し、事務の効率化を検討することが可能であると考えられるが、本市においては、制度運用において、市民等の負担や事務負担を軽減するために見直し可能な手続きかどうか、検討が十分に行われていなかった。 【指摘事項2】 受領委任払いの申請事務の必要性と申請者や区の事務負担を勘案し、必要な事務が効率的に行われるよう、神戸市などの他都市事例も参考にしながら、事務手続の改善について検討されたい。	【1】 高額介護サービス費の受領委任払いについては、これまで大阪府国民健康保険団体連合会における独自の取組として、大阪府内の市町村における統一的な取扱いとして実施してきたところである。 しかしながら、当初申請と同一施設に入所中の場合は、申請内容にその他の変更事由がない限り、変更が生じないことから、申請者や区の事務負担軽減を図るため、他都市での取扱い事例も参考にし、令和6年2月20日の区担当係長会で意見を聞いた上で、更新申請を不要とする方針で事務手続きの改善手法について検討し、令和6年3月19日の区係長会にて検討結果を報告したところである。 なお、事務手続きの改善に当たっては、システム改修や要綱改正等についても実施することとした。 参考（今後の予定） 令和6年度 システム改修、事務手続き変更の周知等 令和7年度の更新時期より更新不要	措置済	令和6年3月19日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第9号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務

所 管 所 属：大阪港湾局

通知を受けた日：令和6年5月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	使用禁止遊具における情報提供について改善を求めたもの 不具合により使用禁止となった遊具について、「使用禁止中」の貼り紙の措置を講じた上で、市民からの問合せがあった際にその都度説明をしていたが、使用禁止期間等については掲示していなかった。 【指摘事項】 大阪港湾局は、遊具利用者に対し、不具合により使用禁止となった遊具の修繕予定について、適切に情報発信する仕組みを構築すること。	協定により管理を委託している建設局と調整した上、使用禁止となった遊具の修繕予定の情報提供方法（使用禁止理由・修繕予定日・問合せ先等を明示した貼紙でお知らせすること）について、令和6年3月29日に関係職員に周知し、運用を開始した。	措置済	令和6年3月29日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第9号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：令和6年4月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	日常点検頻度の意思決定について改善を求めたもの 日常点検頻度を年3回とすることに決められたが、意思決定の手続がされないまま運用していた。 【指摘事項】 建設局は、公園施設の利用状況や地域の特性等の実態を踏まえて、都市公園の遊具・柵の安全が確保できる適切な日常点検頻度を決定し、公園施設維持管理計画及び公園施設安全管理要領（以下「安全管理要領」という。）の改訂について意思決定した上で、それに基づき点検を実施すること。	遊具、柵の安全が確保できる適切な日常点検頻度（年3回）について、令和6年2月29日に公園事故防止検討会（公園事務所、公園緑化部）において、監査指摘事項の内容確認と職員に対する周知を実施。令和6年3月13日に公園事務所長会にて内容を再度確認。公園施設維持管理計画を令和6年3月22日に改訂し、令和6年3月25日にホームページを更新。公園施設安全管理要領を令和6年3月26日に改訂し運用している。	措置済	令和6年3月26日
2	安全管理要領の内容変更の意思決定について改善を求めたもの 日常点検及び定期点検の事務処理について、点検記録表の決裁を安全管理要領に基づかない、区単位ごとにまとめて決裁するというルールの見直しがされていたが、安全管理要領は改訂されていなかった。 【指摘事項】 建設局は、安全管理要領の内容に変更の必要性が生じる事態が発生した際には、その内容を検証し、安全管理要領の改訂について意思決定した上で、それに基づき運用すること。	日常点検及び定期点検の点検記録表の決裁方法変更について、令和6年2月29日に公園事故防止検討会（公園事務所、公園緑化部）において、監査指摘事項の内容確認と職員に対する周知を実施。令和6年3月13日に公園事務所長会にて内容を再度確認。公園施設安全管理要領を令和6年3月26日に改訂し運用している。	措置済	令和6年3月26日
3	使用禁止遊具における情報提供について改善を求めたもの 不具合により使用禁止となった遊具について、「使用禁止中」の貼り紙の措置を講じた上で、市民からの問合せがあった際にその都度説明をしていたが、使用禁止期間等については掲示していなかった。 【指摘事項】 建設局は、遊具利用者に対し、不具合により使用禁止となった遊具の修繕予定について、適切に情報発信する仕組みを構築すること。	使用禁止となった遊具の修繕予定の情報提供方法（使用禁止理由・修繕予定日・問合せ先等を明示した貼紙でお知らせすること）について、令和6年2月29日に公園事故防止検討会（公園事務所、公園緑化部）において、監査指摘事項の内容確認と職員に対する周知を実施し、令和6年3月13日に公園事務所長会にて内容を確認し運用を開始した。	措置済	令和6年3月13日